

農林水産物・食品輸出アドバイザー

2025年8月分月次レポート

「第二次トランプ政権下におけるCBPの
権限及び執行活動」

Naoki Kawada

Partner

K&L Gates LLP (LA)

**10100 Santa Monica Blvd., 8th Floor
Los Angeles, California 90067**

Phone: (310) 552-5005

Cell: (310) 503-9134 (US)

Email: naoki.kawada@klgates.com

URL: www.klgates.com

目次

1. 本月次レポートの概要
2. トランプ関税
 - 2.1 概要
 - 2.2 例外・補足事項
 - 2.3 政策タイムライン
 - 2.4 関税の判断手順
3. トランプ政権下のCBP
 - 3.1 概要
 - 3.2 CBPの執行活動の活発化
 - 3.2.1 関税徴収
 - 3.2.2 監査・押収
4. 2025年7月に提出された「Prop 65」の「60日事前通知」
5. 一般条項
 - 5.1 用語集
 - 5.2 脚注・出典
 - 5.3 免責事項

1. 本月次レポートの概要

- 本月次レポートでは、いわゆる「トランプ関税」の概要をまとめた後、以下の質問への回答を行っています。
 - 第二次トランプ政権下において、米国税関・国境警備局（CBP）の権限は強化されたか？
 - 第二次トランプ政権下において、CBPの執行活動（例、関税徴収及び監査・押収等）は活性化されたか？
- 本月次レポートでは、2025年7月中に公知された、食品に対する「Prop 65」の「60日事前通知」の概要も報告しています。
- 本資料は、2025年8月時点の公開情報および現地調査に基づき作成されたものであり、法的助言を構成するものではありません。政策判断に際しては、関係省庁および専門機関の確認をお願いいたします。

2.1 トランプ関税 – 概要

- 相互主義関税 (Reciprocal Tariff): 2025年7月31日に発表された大統領令 (EO14257) で国別の相互主義関税率が改定、日本の関税率は15%。同令の発効は8月7日。
- Section 232: 金属は50%、自動車は車両25% (4/3発効)、部品25% (5/3発効) で推移。
- スタッキング・ルール(非重複適用): 2025/4/29の大統領文書に基づき、特定関税の重複回避を明確化。
- de minimis (Section 321) 免税の停止: 2025年8月29日以降、\$800以下の免税 (Section 321) が全面停止。

2.2 トランプ関税 – 例外・補足事項

- IEEPA の除外品: 大統領令付属書II (HTS 9903.01.32 参照) 該当品は相互主義関税の対象外。
- 迂回輸入(原産地偽装等): 相互主義関税回避の迂回が認定されると+40%の追加関税。
- 係争中: 相互主義関税(IEEPA根拠)は現在司法審査の最中で、今後変更の可能性あり。

2.3 トランプ関税 – 政策タイムライン

日付	措置	主な影響
2025/04/02	相互主義関税の初期導入（大統領文書）	基本枠組み提示。
2025/04/03	自動車（完成車）25%発効	対象車両の輸入コスト上昇。
2025/05/03	自動車部品25%発効	部品輸入コスト上昇。
2025/04/09	相互主義関税の臨時レート設定（10%等）	暫定レート運用。
2025/04/29	スタッキング・ルール明確化（大統領文書）	特定関税の重複適用を回避。
2025/06/04	Section 232（金属）50%発効	鉄鋼・アルミ等の税率引上げ。
2025/07/30	de minimis (Section 321) 免税停止の大統領文書公表	全面停止を予告。
2025/07/31	相互主義関税・国別率再設定（Japan 15%）	Annex I/II参照、8/7発効。
2025/08/07	相互主義関税（日本15%）発効	日本原産品の一般上乘せ。
2025/08/29 00:01（EDT）	de minimis (Section 321) 免税全面停止の発効	少額免税の適用停止。

2.4 トランプ関税 – 個別税率の判断手順

- ① HSコードの確定
└ 通則・解説・過去申告との整合性を確認 ↓ (分類が確定したら)
- ② Section 232 該当判定
└ 対象品目 (自動車・金属等) かどうかを確認 ↓ (該当する場合は追加関税の検討)
- ③ 相互主義関税の適用率確認
└ Annex I/IIを参照 (例: 日本製品は15%) ↓ (関税率が確定したら)
- ④ スタッキング・ルールの該当可否判定
└ 重複課税の有無を確認 (非重複適用の可否) ↓ (免除制度の検討へ)
- ⑤ de minimis / 郵便特例の適用可否
└ 免税対象 (\$800以下) または郵便物かを確認 ↓ (原産地・成分要件の確認へ)
- ⑥ UFLPA / FSVPの追加要件点検
└ 強制労働・原産地証明・米国成分含有の有無 ↓ (すべての条件を整理したら)
- ⑦ 最終税額試算と社内承認
└ Scenario A/Bを比較し、必要書類を整備

3.1 CBPの権限強化

- 第二次トランプ政権下において、CBPの法定権限が直接的に強化された訳ではない。
- 但し相互主義関税や Section 232 を根拠とする大統領令・布告が相次ぎ、課税・監査・押収対象が飛躍的に拡大した。
- その結果、CBPの既存の権限（監査・押収等）の執行頻度と影響度が増加している。
- 特に(1) de minimis (Section 321) 免税が停止された為、小口貨物が一斉に正式通関化、(2) 相互主義関税や「Sec.232」で従来非対象だった品目・相手国も関税の対象化、(3) U.S.コンテンツ・原産地検証の実務負担が増し、現場での監査・押収が増えたことが、「CBPが強くなった」という印象を与えている。

3.2.3 CBPの執行活動 – 概要

- CBPは新法での権限増ではないが、政策により既存権限の実効性が急拡大している。
- CBPは、2025年度上半期において、貿易関連の押収件数・監査件数・制裁金発行額が前年同期比で増加傾向にある。特に知的財産権侵害品および強制労働関連製品に対する執行が強化されている。
- 日本産菓子は「相互主義関税＋砂糖規制＋FDA＋UFLPA」の複合リスクに直面している。

3.2.2 CBPの執行活動の活発化 – 関税徴収

- 第二次トランプ政権下における「関税収入の増加傾向」
 - 関税収入は急増しており、2025年は上半期だけで\$136.1Bと記録的水準となっている。
 - その原因としては、関税率の引き上げだけでなく、輸入総額の増加も含まれる。

	FY 2020	FY 2021	FY 2022	FY 2023	FY 2024	FY 2025 (6/30迄の半年分)
輸入総額	\$2.42 trillion	\$2.8 trillion	\$3.35 trillion	\$3.32 trillion	\$3.36 trillion	\$2.73 trillion
輸入申告書の総件数	32.8 million	36.9 million	39.1 million	36.6 million	38.3 million	33.14 million
関税収入	\$78.8 billion	\$93.8 billion	\$111.8 billion	\$92.3 billion	\$88.07 billion	\$136.1 billion

3.2.3 CBPの執行活動の活発化 – 監査・押収

- CBPによる監査・押収件数は共に急増しており、2025年上半期で監査件数は267件、押収件数は40,778件と記録的水準となっている。
- 違反数も2025年上半期で1,597と急増している。

	FY 2020	FY 2021	FY 2022	FY 2023	FY 2024	FY 2025 (6/30迄の半年分)
監査件数	466	442	430	435	417	267
違反数	2,035	2,394	2,121	2,592	2,204	1,597
国際緊急経済権 限法 (IEEPA) に基 づく 税収額	\$0	\$0	\$0	\$0	\$0	\$22.15 billion
押収件数	73,708	83,402	46,111	44,558	48,444	40,778

4. 2025年7月に提出された「Prop 65」の「60日事前通知」

製品カテゴリ	通知件数	指摘された化学物質(疑義)
各種粉末食品(小麦粉、粉末グリーン、シェイク、各種パウダー、ケーキミックス、プロテイン製品、栄養補助食品、その他食品を含む)	189件	鉛および鉛化合物
各種調理食品・スナック(種子・ナッツ、きのこ、ムール貝、チョコレート、小麦粉、ケール／海藻チップス等を含む)	17件	カドミウムおよびカドミウム化合物
ビール	16件	アルコール飲料(アルコール乱用に関連する場合)
海産物・海産物ソース(アサリ、ムール貝、ホタテ、塩漬け魚、シュリンプペースト／ソース、水煮イワシ、ガーリック＆バターソースのムール貝等を含む)	10件	カドミウムおよびカドミウム化合物、鉛および鉛化合物
調味料・原材料(ナッツバター、プロテインシェイク、プロテインパウダー等を含む)	8件	カドミウムおよびカドミウム化合物、鉛および鉛化合物
ビタミン(ビタミンAの粉末およびソフトジェル等を含む)	5件	レチノール
粉末グリーン類および小麦粉	2件	ビスフェノールS(BPS)
缶詰豚肉	1件	ビスフェノールA(BPA)
牛肝臓	1件	ペルフルオロオクタンスルホン酸(PFOS)
尿路感染症(UTI)疼痛緩和製品	1件	フェナゾピリジン塩酸塩
カンナビス・ブラウニーおよび料理用ソース	1件	Δ9-テトラヒドロカンナビノール(Delta-9-tetrahydrocannabinol)

5.1 用語集

用語	要点
相互主義関税（Reciprocal Tariff）	国別の相互主義に基づく上乗せ関税。Annexで国別率を規定。
スタッキング・ルール（非重複適用）	特定関税間の重複適用を避ける運用。2025/4/29文書参照。
de minimis（Section 321）免税	少額輸入の免税枠。2025/8/29以降は全面停止。
Section 232	国家安全保障に基づく関税。金属50%、自動車25%等。
IEEPA	国際緊急経済権限法。相互主義関税等の根拠法の一つ。
UFLPA	ウイグル強制労働防止法。輸入者に厳格な証明負担。
FSVP	輸入者確認制度（FDA）。供給者検証と記録保持が必要。
HTS	米国統一関税表。Chapter 99の特別条項も確認。

5.2 脚注・出典

日付	タイトル（要点）	出典
2025/07/31	Further Modifying the Reciprocal Tariff Rates （Annex I/II、Japan 15%、8/7発効）	White House / Presidential Actions
2025/07/30	Suspending Duty-Free de minimis Treatment for All Countries（8/29 00:01 EDT発効）	White House / Executive Document
2025/04/29	Addressing Certain Tariffs on Imported Articles（スタッキング・ルール明確化）	White House / Executive Document
2025/06/03-04	Section 232金属50%（発効6/4）	Presidential Proclamation
2025/04/03・05/03	自動車25%（車両4/3、部品5/3発効）	Presidential Actions
随時	CBP Trade Statistics（FY/更新日明記）	U.S. Customs and Border Protection
2025/07	Proposition 65 60-Day Notices（食品関連）	CA DOJ

5.3 免責事項

- 本資料は、2025年8月時点の公開情報および現地調査に基づき作成されたものであり、法的助言を構成するものではありません。政策判断に際しては、関係省庁および専門機関の確認をお願いいたします。
- 法令・運用は頻繁に更新されます。最新版の大統領文書・CBP公表値を必ず確認してください。

K&L GATES